給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００８７号

東京都清瀬市旭が丘４―740―９

再生債務者　小手川英二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月３日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

茨城県北茨城市中郷町日棚2029番地20

再生債務者　矢部　弓夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月４日　水戸地方裁判所日立支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２５年（再ロ）第１００２３号

神奈川県横浜市神奈川区西大口151―28ＬＭ妙蓮寺第５Ｂ館101、開始決定時の住所東京都北区西ケ原３―27―13―201

再生債務者　池谷　知晃

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成26年３月３日

東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年３月12日　山形県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　宇野　隆義、本籍地　山形県

免許状の種類等、授与年月日、授与権者

(1)　中学校教諭一種免許状（国語）

平12中１第17866号、平成12年３月31日

東京都教育委員会

(2)　高等学校教諭一種免許状（国語）

平12高１第18460号、平成12年３月31日

東京都教育委員会

(3)　養護学校教諭二種免許状

平18養学一第65号、平成19年３月31日

山形県教育委員会

２　失効年月日　平成26年２月21日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年三月十二日

掲載頁　二頁

平成二十六年三月十二日

東京都港区港南二丁目１五番三号

(甲)　株式会社ＭＮＨ

代表取締役　吉田　仁平

東京都千代田区神田小川町三丁目三番地

(乙)　ｍｅｎｕｅ株式会社

代表取締役　吉田　仁平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙)　計算書類の公告義務はありません

平成二十六年三月十二日

京都市中京区河原町二条下ル一之船入町三六六番地

(甲)　合同会社ブロッサム

代表社員　一般社団法人京都不動産研究会

職務執行者　三上　厚

京都市中京区新京極通三条下る桜之町四〇六番地の四

(乙)　有限会社桜湯

清算人　三上　厚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併について社員総会の承認決議は甲乙ともに終了しており、香川県知事の認可も得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月十二日

香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁六六番地一

(甲)　医療法人社団清仁会

理事長　倉田　典之

香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁六六番地一

(乙)　医療法人社団協志会

理事長　猪尾　昌之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するザ・レジェンド・ホテルズ＆トラスト株式会社（住所東京都渋谷区本町一丁目四番一六号）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は平成二十六年三月二十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十八日

掲載頁　一一五頁（号外第六十五号）

平成二十六年三月十二日

東京都渋谷区本町一丁目四番一六号

ザ・レジェンド・ホテルズ＆トラスト株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月十二日

札幌市手稲区星置一条六丁目五番一六号

メガ環境エネルギー合同会社

代表社員　春日　周二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年三月十二日

東京都港区赤坂七丁目二―一〇、三〇一号室

有限会社ジ・コーポレーション

取締役　榊本　浩茂

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十七日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を六百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月十二日

東京都渋谷区神泉町八丁目一六番渋谷ファーストプレイス八階

株式会社ＶＯＹＡＧＥ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　宇佐美進典

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年三月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月十二日

東京都新宿区市谷八幡町一四

株式会社フォーセット

代表取締役　山田　睦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月三十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年五月八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月十二日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一六番五号

東瀝青建設株式会社

代表取締役　田中　恭一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月十二日

大阪市北区大淀南三丁目六番二〇号

手塚自動車工業株式会社

代表取締役　手塚　良彦